



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 41 / 2014年3月号

発行日：2014年3月26日

梅の花も咲き、だんだんと陽気も春めいてまいりました。
 これからの桜の季節が楽しみです。季節の変わり目でもあり、花粉も例年以上に飛散しているようですので、体調には気を付けていきたいですね。

I. 最新情報（2014年2月1日～2014年2月28日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014年2月 24日	委員 会報 告等	会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」、同第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」、同第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」、同第7号（追補）「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」、同第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロ	日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、平成26年2月12日に開催されました常務理事会の承認を受けて、下記の会計制度委員会報告等の改正を平成26年2月24日付けて公表しましたのでお知らせします。本改正は、企業会計基準委員会により平成25年9月に改正された企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」等に対応するため、以下の関連する会計制度委員会報告等の見直しを行ったものです。 <改正する会計制度委員会報告等> (1) 会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」 (2) 会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」 (3) 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」 (4) 会計制度委員会報告第7号（追補）「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」 (5) 会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」 (6) 会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」	—

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

		<p>一計算書の作成に関する実務指針」、同第9号「持分法会計に関する実務指針」、「土地再評価差額金の会計処理に関するQ&A」及び「金融商品会計に関するQ&A」の改正について</p>	<p>(7) 土地再評価差額金の会計処理に関するQ&A (8) 金融商品会計に関するQ&A</p> <p><主な改正内容></p> <p>1. 支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動による差額の会計処理の変更(資本剰余金に計上)に伴う連結手続の修正及び以下の処理</p> <p>① 親会社の持分変動による差額(資本剰余金)に関連する法人税等の処理(上記(2)第39項、第57-2項及び設例4-2)</p> <p>② 追加取得や子会社の時価発行増資等により生じた資本剰余金に係る一時差異と会計処理(上記(2)第40項、第40-2項、設例3等)</p> <p>③ 支配獲得後に追加取得や一部売却等が行われた後に、子会社株式を一部売却し、持分法適用関連会社となった場合におけるのれんの取扱い(上記(3)第45-2項、第66-6項、設例5及び設例6)</p> <p>④ 子会社株式を売却し連結範囲から除外する場合に過去に計上した資本剰余金の処理(上記(3)第49-2項及び第68-2項)</p> <p>⑤ 子会社株式の一部売却(支配は継続)に伴う為替換算調整勘定の処理(上記(1)第42-3項、第76項及び設例13)</p> <p>2. 取得関連費用が発生時の費用処理とされたことに伴う以下の処理</p> <p>① 子会社株式を売却し持分法適用関連会社となった場合における付随費用の処理(上記(3)第46-2項)</p> <p>② 子会社株式を売却しその他有価証券となった場合における付随費用の処理(上記(3)第46-2項)</p> <p>③ 持分法適用非連結子会社の会計処理(上記(6)第2-2項及び第3-2項)</p> <p>3. その他</p> <p>① 複数の取引が一つの企業結合等を構成している場合の取扱い(上記(3)第7-3項、第7-4項及び第66-4項)</p> <p>② 連結範囲の変動を伴わない子会社株式の追加取得又は一部売却に関するキャッシュ・フローの区分(上記(5)第9-2項及び設例)</p>	
--	--	--	--	--

2. IFRS 関係 (会計制度委員会)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014年2月	意見	IASB 公開草案「個	平成25年12月2日に国際会計基準審議会 (IASB) から、IASB	—

12日		別財務諸表における持分法」に対する意見について	公開草案「個別財務諸表における持分法」が公表され、意見が求められました。日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成 26 年 2 月 3 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします	
2014 年 2 月 28 日	意見	国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 53 号「発生主義の国際公会計基準の初度適用」に対するコメントの提出について	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、2013 年 10 月に、公開草案第 53 号「発生主義の国際公会計基準の初度適用」（ED 53, First-Time Adoption of Accrual Basis International Public Sector Accounting Standards (IPSASs)）を公表し、広く意見を求めておりました 日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取りまとめ、2014 年 2 月 14 日付けで IPSASB に対し提出いたしましたので、お知らせします。	—

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. IT 関係

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014 年 2 月 18 日	公開草案	「IT委員会研究報告「新 EDINET の概要とXBRL データに関する監査人の留意事項」(再公開草案)」の公表について	本研究報告は平成 25 年 12 月 10 日付けで公開草案として公表したのですが、このたび、平成 26 年 2 月 12 日付けで「自主規制・業務本部 平成 26 年審理通達第 1 号「EDINET で提出する監査報告書の欄外記載の変更及び XBRL データが訂正された場合の監査上の取扱い」」が公表されたことに伴い、当該通達の内容(本文 Ⅲ 6 及び 7 参照)を本研究報告に追加し、再公開草案として広く意見を求めることといたしました。なお、当該通達の内容を追加した以外は、公開草案から内容に関わる変更はありません。	—

5. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014 年 2 月 3 日	その他	「中小企業の会計に関する指針（平成 25 年版）」の公表について	日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の関係四団体が主体となって設置された「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」（以下「委員会」という。）は、「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小会計指針」という。）の見直しを行い、1 月 29 日の委員会においてその公表が承認され	—

			<p>ましたので、本日、「中小企業の会計に関する指針（平成 25 年版）」として公表いたします。</p> <p>今般の中小会計指針の改正では、企業会計基準委員会が公表した各種の企業会計基準のうち、主に企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」に対応した用語の見直し等を行っております。</p> <p>関係四団体においては、中小会計指針を取引実態に合わせたより合理性のあるものとするために、年次ごとの見直し及び改正を行うことを決定しており、関係者が協力して中小会計指針の定着に取り組んでいくことによって、中小企業における会計の質の向上、ひいては持続的な経済社会の成長と経済基盤の整備に貢献できるものと期待しております。</p> <p>なお、「中小企業の会計に関する指針（平成 25 年版）」の全文及び新旧対照表は、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会のそれぞれのウェブサイトに掲載しています。</p>	
2014 年 2 月 14 日	通達	自主規制・業務本部 平成 26 年審理 通 達 第 1 号 「EDINET で提出する監査報告書の欄外記載の変更及びXBRL データが訂正された場合の監査上の取扱い」	<p>日本公認会計士協会では、「自主規制・業務本部 平成 26 年審理 通達第 1 号「EDINET で提出する監査報告書の欄外記載の変更及びXBRL データが訂正された場合の監査上の取扱い」」を公表いたしました。</p> <p>本通達は、平成 25 年 9 月 17 日から新 EDINET の運用が開始され、XBRL の対象範囲が財務諸表本表のみから注記を含む財務諸表全体に拡大されたことを契機として、EDINET で提出する監査報告書の欄外記載の見直しを行い、XBRL データが訂正された場合における監査上の取扱いについて取りまとめを行ったものです。</p>	
2014 年 2 月 14 日	通達	「EDINET への XBRL 導入に伴う財務諸表作成プロセスの変更及び監査人の留意点について」、「第 2 四半期以降の XBRL 形式による四半期連結財務諸表等の作成に向けた監査人の留意点について	<p>平成 26 年 2 月 12 日付けで「自主規制・業務本部 平成 26 年審理 通達第 1 号「EDINET で提出する監査報告書の欄外記載の変更及びXBRL データが訂正された場合の監査上の取扱い」」が公表されたことに伴い、同日付けで次の通達について廃止しましたのでお知らせいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. EDINET への XBRL 導入に伴う財務諸表作成プロセスの変更及び監査人の留意点について 2. 第 2 四半期以降の XBRL 形式による四半期連結財務諸表等の作成に向けた監査人の留意点について-第 1 四半期の四半期連結財務諸表等の分析を踏まえて- 	

		-第1四半期の四半期連結財務諸表等の分析を踏まえて-」及び「有価証券報告書に記載される財務諸表等の表示方法の変更等に係る監査人の留意点」の廃止について	3. 有価証券報告書に記載される財務諸表等の表示方法の変更等に係る監査人の留意点	
--	--	---	--	--

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

【消費税率改定日前後の留意事項】

消費税率の改定が目前に迫っております。

これまでも消費税率の改定に伴う留意点について触れてきましたが、今回は消費税率改定に際しての内部統制での留意事項と、施行日前後に支出する経費と適用税率の考え方について確認いたします。

①消費税率改定に関する内部統制上の留意事項

消費税率の改定に伴う各システム自体の変更については、すでに対応済みであることが想定されますが、運用に際しては、施行日にまたがる経過措置に関する処理についての処理方法の徹底や、会計処理において複数の税率が存在することに伴う、チェック体制の整備などの体制をどのように構築するかの検討が必要となります。

また、施行日以降に値引き、返品、貸し倒れ等が発生した場合に備え、販売実績情報、購買実績情報等において、取引発生時の税率情報の把握も必要となってくるものと思われます。

②3月中に支給する4月以降の期間に係る定期代

従業員の通勤手当については、従業員が3月中に定期券を購入するものと見込んで、5%による運賃相当額を支給している場合には旧税率である5%、4月以降に購入することを見込んで8%による運賃相当額を支給している場合には新税率8%を適用して仕入税額計算を行うこととなります。

③平成26年3月31日を跨いで国内出張が行われた場合の出張経費について

出張旅費については、出張旅費の精算が終了した時に日当についても課税仕入れとして認識するケースが一般的ですが、日当については、出張時に日々役務が完了していつているとして、3月31日までの期間に係る日当は、旧税率5%、4月1日以降の期間に係る日当は新税率8%を適用するのが原則となります。

なお、実費については、領収書等をもとに実費精算されることが多いため、領収書等をもとに適用税率を判本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

断することになります。

④平成26年3月31日以前に購入した回数券等の扱いについて

平成26年3月31日以前に購入した乗車券、特急券や、回数券等については、利用日が4月1日以降の場合でも、改訂前の運賃・料金で販売されているケースが多く、その場合には旧税率5%が適用となります。なお、利用段階においても差額分の支払は不要であるケースが多いようです。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703